

別記様式第1号(第四関係)

宮垣地区活性化計画

兵庫県・養父市

平成30年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	宮垣地区活性化計画
都道府県名	兵庫県
市町村名	養父市
地区名(※1)	宮垣地区
計画期間(※2)	H30～H34

目 標：(※3)
 未整備の農地(棚田)において農道整備及び用水路整備を行うこと、また新たに整備する農業体験交流施設により地域産物の販売額や雇用者数を増加させることを通じて定住を促進させ、地域の活性化を図る。
 具体的には、宮垣地区の人口減少率5.4%(H26～H29)を2.0%(H32～H34)に低下させることを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要
 当地区が属する養父市は、兵庫県の北西部に位置し、東部を一級河川円山川が南東から北東の方向に流れ、その支流の八木川に沿って八鹿、関宮地域が大屋川に沿って養父、大屋地域が位置している。西部には県下最高峰の氷ノ山や鉢伏山、ハチ高原、若杉高原が、北部には妙見山がそびえるなど、雄大で美しい自然に囲まれている。
 気候は日本海型で平均気温16℃年間平均降水量1600mm程度であり一般に多雨多湿、冬季は大陸から季節風が吹き、積雪も多い地域である。
 旧大屋町宮垣地区である当地域は、大屋川沿いに広がる農地と山地に囲まれた斜面に棚田として農地が連なり、地区農地の大半はこの棚田地域となっている。この棚田については、蛇紋岩からの風化土壌により、お米のおいしさにつながるマグネシウムや鉄分を多く含み粘りが強く甘みがある「蛇紋岩米」ブランドとして生産されている。

現状と課題
 人口減少や高齢化により過疎化が進行している。地区内には棚田等の優れた景観資源等があるものの、その他に目立った観光施設等もなく都市住民の交流がない。地区内の農地の一部は、昭和52年～59年にかけて農村総合整備事業により基盤整備が行われたが、残る大半の棚田は未整備の状況であり生産条件が悪く遊休農地が増加傾向にある。

今後の展開方向等(※4)
 ①ほ場や東屋等の農業体験交流施設を整備することにより、都市住民が農作業を体験できるようにする。
 ②棚田景観の保全を図るために、持続可能な営農活動が可能となる生産基盤の整備(農道整備及び用水路整備)を行う。
 ③農業体験交流施設や優れた景観を呼び込み材料として、近傍の道の駅等の直売所との連携を図り、地区特産である蛇紋岩米等の農産物の販売を行うことで所得を向上させて、定住を促進し活性化を図る。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
養父市	宮垣地区	農林漁業・農山漁村体験施設(㊹農林漁業・農山漁村体験施設)	兵庫県	有	ハ	
養父市	宮垣地区	農地等補完保全整備(㊺小規模農林地等保全整備)	兵庫県	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

宮垣地区(兵庫県養父市)	区域面積(※2)	13ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 当該区域の面積604haのうち、農林野面積は592haで98.0%を占め、就業者120人のうち農家人口は53人で44.2%を占めており、農業は主要な産業である。本地区の活性化計画区域は、同一生活圏である宮垣集落とする。</p> <p style="text-align: right;">平成27年国勢調査・2015農林業センサス・水土里情報システム</p>		
<p>②法第3条第2号関係: ・区域の人口は、平成17年は293人、平成22年は344人、平成27年は317人と平成18年に新規住宅地開発で増えた以降減少傾向にある。 ・一方で、65歳以上の高齢者の人口は、平成17年は98人(32.9%)、平成22年は102人(29.7%)、平成27年は92人(29.0%)と現状は均衡しているが、人口動態で見ると2年後平成32年には38%と高齢化率が進行する見込みである。 ・農業者の高齢化が進んでおり、本地区の農業は高齢化した担い手に支えられている現状にあるため、農産物の販路拡大、地域の農産物の価値の向上等、農業者の所得と経営意欲の向上を図ることが必要不可欠である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 計画区域は、市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設 種別(※3)		
					氏名	住所		権利の種類(※1)	氏名			住所	
											市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別		

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画終了年度の翌年度(平成35年度)の9月末までに、兵庫県農村環境室及び養父市建設課において、活性化計画の目標である宮垣地区の人口減少率(平成32年度～H34年度)を養父市住民台帳により確認する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(案)の定めるところによるものとする。